

守山市産前産後の子育て応援家事サポート事業事業者登録基準

- 1 法人格を有する事業者であり、利用者の自宅に職員を派遣して家事支援または家事代行を行う事業の実施について1年以上の実績があり、かつ家事支援または家事代行サービスに関して定款等規約に定めがある者。
- 2 原則として、守山市内全域で活動できること。ただし、活動区域を限定する場合は申請時に申し出ること。
- 3 職員の派遣調整やサービスの実施にあたり、職員の派遣について一元的に管理し、実施要綱および守山市との委託契約の遵守、その他事業実施に必要な監督を行う監督職員を配置していること。ただし、監督職員は、当該事業の管理に支障がない限り、他の職務を兼務していても差し支えないものとする。
- 4 職員の健康管理・疾病の早期発見のために、職員の健康状態の把握を定期的に行える状態であること。
- 5 職員の資質向上のため、定期的・計画的に研修を実施していること。
- 6 サービス提供に係るマニュアル（作業手順等）を作成し、職員に徹底していること。（サービス提供時の清潔の保持の遵守を含む。）
- 7 緊急時における対応マニュアルが整備されていること。
- 8 利用者に対し、苦情対応責任者をあらかじめ明らかにし、常時、利用者からの相談に備えること。
- 9 自己の責による事故等における損害賠償を速やかに行うこと。また、あらかじめ相当の損害保険に加入しておくこと。
- 10 利用者及びその家族のプライバシーの尊重に配慮し、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、職員に徹底させること。
- 11 利用者からのクーポン券を利用した支払いに対応できること。